専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年度春日井市一般会計補正予算 (第8号) を次のとおり専決処分する。

令和6年1月18日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市一般会計補正予算(第8号)

令和5年度春日井市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805,249千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ122,482,852千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		20,799,382	805,249	21,604,631
	2 国庫補助金	5,759,790	805,249	6,565,039
歳入合計		121,677,603	805,249	122,482,852

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	≣ †
3 民 生 費		56,715,601	805,249	57,520,850
	1 社会福祉費	30,738,650	805,249	31,543,899
歳出合計		121,677,603	805,249	122,482,852

令和5年度

春日井市一般会計補正予算(第8号)説明書

- 1 歲入歲出補正予算事項別明細書
 - (1) 総 括
 - (2) 歳 入
 - (3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金	20,799,382	805,249	21,604,631
歳入合計	121,677,603	805,249	122,482,852

歳 出

		1/1/	•	,																	
					補	균	쓔					補	Ì	正	額	\mathcal{O}	財	源	内	訳	
		款	ζ.		かの	正	加加	補	正	額	計		特	,	定	財	源	ĺ		一般財	可
					V		쉕					国庫支出金	県	表支出	金	地方	債	そ	の他	別文 只 1	你
ç	3 民	<u> </u>	Ė	費	56,	715,6	601	8	305,	249	57,520,850	805,249									
	歳	出	合	計	121	,677,	603	8	305,	249	122,482,852	805,249									

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項目	補正前の額	補正額	計
2 (項) 国庫補助金	5,759,790	805,249	6,565,039
1(目) 総務費国庫補助金	2,398,712	805,249	3,203,961

(3) 歳 出

3(款) 民生費

	補正前			補	正額	の財	源内	訳
項目	の 額	補 正 額	計		寺 定	財 源		一般財源
	V 145			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	/JX 75 1//N
1(項) 社会福祉費	30,738,650	805,249	31,543,899	805,249				
1(目) 社会福祉 総務費	12,051,354	805,249	12,856,603	805,249				

	節		説明
区	分	金額	6元 ザカ
1 総	務 費 助 金	805,249	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

		節		説明				
×	<u> </u>	分	金額	成1 477				
10 需	用	費	76	物価高騰対応重点支援給付金事業(住民税均等割のみ課税世帯等)				
11 役	務	費	3,324					
12 委	託	料	21,349					
13 使 15 重	用 料 借	及 び 料	500					
18 負 対 及	担金、 び 交	補助付 金	780,000	需用費の内訳 消耗品費 76				